

魚津市告示第12号

魚津市固定資産税の減免取扱要綱を次のように定める。

令和2年3月5日

魚津市長 村椿 晃

魚津市固定資産税の減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第1号。以下「条例」という。）第59条の規定に基づく固定資産税の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(生活保護)

第2条 条例第59条第1項第1号の規定による減免は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者について、当該生活扶助を開始された日以後に到来する納期分の固定資産税を全部減免する。

(生活困窮)

第3条 条例第59条第1項第1号の規定による減免は、生活保護法の規定による扶助を受けている者と同程度の実情にある者について、申請日以後に到来する納期分の固定資産税を全部減免する。

2 前項の認定方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 納税義務者の属する世帯及び納税義務者を援助すべき者の総収入金額（以下「総収入金額」という。）が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び老齢加算又は障害者加算を合算した額をいう。）以下であるものとする。

(2) 総収入金額は、減免申請した日前3か月間の収入を基準とする。

(3) 前号の収入が証明書等により明らかでない場合は、確定した前年収入を基準とする。

(4) 本年の収入が確定した前年収入より著しく減少している場合は、関係資料の提出を求め、又は事情聴取する。

(公益施設)

第4条 条例第59条第1項第2号の規定による減免は、次の各号に掲げる固定資産について、申請日以後に到来する納期分の固定資産税を全部減免する。

- (1) 市が、福祉施設、教育施設等に使用するため無償で借用する固定資産
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体又はこれに準ずる町内会等が所有し、又は無償で借用する固定資産であって、次に掲げる用途のいずれかに供するもの
- ア 集会所又はその敷地
- イ 消防用又は防災用必要な備品等を格納する倉庫又はその敷地
- ウ 地域住民の福祉増進のため設置されている公園、広場等
- (3) 排水流出の抑制対策として事業者が設置する調整池の用に供している固定資産。ただし、調整池として使用しない平時に運動場、駐車場等他用途に使用されるものを除く。
- (災害)

第5条 条例第59条第1項第3号の規定による減免は、災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。）により著しく価格が減少した固定資産について、災害を受けた日以後に納期限が到来する納期分の固定資産税を次に掲げる表により減免する。

固定資産	損害の程度	減免率
土地	当該土地の面積に対する被害面積の割合が8割以上	全部
	当該土地の面積に対する被害面積の割合が6割以上8割未満	8割
	当該土地の面積に対する被害面積の割合が4割以上6割未満	6割
家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6割以上の価値が減少したとき	8割
	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4割以上6割未満の価値が減少したとき	6割
償却資産	当該償却資産が原形をとどめないとき、又は修理不能であるとき	全部
	当該償却資産の価格に対する損害の程度が6割以上であるとき	8割
	当該償却資産の価格に対する損害の程度が4割以上6割未満であるとき	6割

(公衆浴場)

第6条 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規定する公衆浴場の用に供する固定資産（土地にあつては、地方税法（昭和25年法律第226号）第

349条の3の2第1項に規定する住宅用地以外のもの)は、条例第59条第1項第4号の規定によるものとし、当該資産に係る固定資産税額の3分の2を減免する。

(継続手続)

第7条 第4条及び第5条に規定する減免にあつては、当初の事由に変更がない限り、翌年度以降の減免申請書の提出を要しないものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。